

レストラン・シェフ等の誘致促進業務委託仕様書

1 委託業務名

レストラン・シェフ等の誘致促進業務委託仕様書

2 目的

本県は、農業産出額は全国上位であるにもかかわらず、食のイメージが乏しい状況である。また、近年は国内外からの宿泊者数は増加傾向にあるものの、国内観光客の観光消費単価（宿泊費、飲食費、買物代等）は低い水準となっている。

この状況を打開するためには、食材と消費者をつなぎ、本県の食の魅力を向上させることができる、レストラン・シェフの役割が重要である。

そこで、豊富な食材が手に入るという本県の強みを生かし、首都圏等高級レストランのシェフ等に対し、県内産地視察等を支援し、県産食材を取扱う高級レストランの誘致に向けたきっかけづくりを行う。これにより、県産食材の高付加価値化や観光消費額の拡大につなげ、「食のみやこ熊本県」の創造を目指す。

3 委託業務の内容

(1) 業務実施体制の構築

- ・効率的かつ効果的な業務実施のため、全体のスケジュールの管理ができる実施体制を関係機関と連携して構築すること。また、首都圏等を中心とした飲食業界、料理人の情報に精通し、ネットワークを有する人物を料理人誘致責任者として置くこと。
- ・業務実施計画の策定にあたっては、事前に熊本県（以下、「県」という）と協議を行うこと。

(2) 誘致営業活動・誘致候補者掘り起こし

- ・首都圏等の高級レストランで、本県への出店・移住の可能性のある者（以下、「誘致候補者」という）へ、料理人誘致責任者のネットワークや様々な媒体（SNS等）を活用した広報宣伝により効果的に誘致営業を行い、リストアップを行うこと。
- ・リストアップを行った誘致候補者のうち、本県への出店・移住に関心を示した4社程度（東京3社、大阪1社を想定）を、誘致促進を支援する者（以下「誘致対象者」という）とし、産地視察のコーディネートを実施すること。
- ・誘致対象者は、表1の例のような食材にこだわった高級レストラン等で、高価格帯の飲食店や県産農林水産物の認知度向上が期待できる飲食店を対象とする。また、誘致対象者については、県と協議のうえ決定すること。

表1 誘致対象者とする高級レストランの例

項目	内容
料理	季節食材や希少食材を活かした独創的コース
サービス	パーソナル、細部まで気配りが行き届いた接客
空間	プライベート感重視、インテリアに統一感と余裕を持たせた設計
価格	1万円～数万円

- ・誘致候補者へ県産食材のサンプル提供等を行うなど、継続的に本県への出店のアプローチを行うこと。

(3) 産地視察の実施

- ・誘致対象者へは産地視察前に研修を行い、本県農林水産物へ理解醸成を行うこと。
- ・誘致対象者を対象とした事前の意向調査を踏まえ、県と連携して産地視察先の選定、日程調整を行うこと。
- ・産地視察は誘致対象者毎に対応することとし1社当たり1～3名程度来てもらうよう努めること。受託者は旅費・宿泊費として、実費の半額を目安に誘致対象者へ補助すること。
- ・また、産地視察の際は、生産者のこだわり、食材のストーリー等を伝える等、産地を体感できる工夫をすること。併せて、試食や地元における食材の活用方法、食材の仕入方法等の情報を提供すること。
- ・産地視察先への謝礼を実施すること。

(4) 産地視察後のフォローアップ

- ・産地視察終了後、誘致対象者に対し、県産食材のサンプル提供や、出店環境調査、県内での期間限定レストラン出店等の支援を実施すること。
- ・また、必要に応じて移住支援制度などの情報提供や、不動産・金融機関等のマッチングを実施すること。

(5) アンケートの実施

誘致対象者に対し、以下の内容を含むアンケートを実施し、結果を取りまとめること。内容については、事前に県と協議を行うこと。

(アンケートの内容)

県産農林水産物に対する誘致対象者の評価、産地視察の評価、誘致への要望、県への要望等

(6) 事業効果の検証

アンケートの実施の他、本事業の効果を測定し、次年度以降に向けた課題を整理すること。効果測定のための指標及び効果の分析方法も併せて提案すること。

4 実績報告書の作成

3(1)～(6)までの実施に係る実績報告書を作成し提出する。実績報告書の提出は紙及び電子データで行い、以下の内容を含めること。

(1) 業務実施の総括

実施体制図、活動実績

(2) 誘致営業活動・誘致対象者掘り起こし

営業活動の結果、リストアップの結果

(3) 産地視察の実施

産地視察の結果、産地視察の写真等

(4) 産地視察後のフォローアップ

情報提供・支援内容

(5) アンケートの結果

(6) 事業効果検証の結果

5 委託期間

契約の日から令和8年(2026年)3月19日(木)まで

6 予算額

3,200,000円(消費税及び地方消費税を含む、消費税率10%)を上限とする。提示額は、提案にあたっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示額と契約時の予定価格は必ずしも一致しない。

7 対象経費

委託契約の対象経費は、上記「3 委託業務の内容」に掲げる業務の実施に直接必要となる経費(賃借料、資材費、通信運搬費、旅費(誘致対象者の旅費含む)、人件費、水道光熱費、食糧費、広報費、謝金等)とする。

なお、備品等の購入経費は対象外とし、リース又はレンタルにより調達すること。

8 その他

(1) 成果品の著作権は熊本県に帰属する。

- (2) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、県と協議のうえ解決する。
- (3) 本仕様書に定めがない事項であっても、当方が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施することとする。
- (4) 県は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。
- (5) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報漏れることがないようにすること。
- (6) この業務に係る経費を明らかにするため、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本委託業務が終了した日の属する会計年度の終了後5年間、これを保存しなければならない。
- (7) 委託期間中及び期間の終了後において、委託者が必要と認める場合は、受託者に対しこの業務に関して必要な報告を求め、又はその職員が日時・方法等を協議のうえ、受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。